

「京都水道グランドデザイン」検討委員会設置要領

（目的）

第 1 条 人口減少や施設の老朽化、水道技術者の減少等が進む中、厳しい事業環境にある市町村水道について、将来にわたり安心・安全な水を提供するため府域全体の市町村水道事業の将来展望を示す府の水道ビジョン「京都水道グランドデザイン」を策定するため、「京都水道グランドデザイン検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員の役割）

第 2 条 委員は、「京都水道グランドデザイン」の策定に必要な事項について意見を述べるものとする。

（委員）

第 3 条 委員会の委員は、学識経験を有する者のほか、適当と認められる者のうちから知事が依頼する。

（座長）

第 4 条 座長は互選により選出する。
2 座長は、委員会の議事を運営する。
3 座長に事故等があったときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の開催）

第 5 条 委員会は、京都府が招集する。

（委員会の事務）

第 6 条 委員会の事務は、京都府が処理する。

（雑則）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、委員会及びその他の意見聴取等の運営に必要な事項は、京都府が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 9 日から施行する。